

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙が兵庫県において行っている小売事業のうち八店舗に係る事業(同店舗で行っているデベロッパ事業を含む)に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) http://www.kohyo.co.jp/ 金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

平成三十一年一月十一日 大阪府大阪市西区北堀江三丁目二番二二号

(甲) 株式会社光洋 代表取締役 平田 炎 広島県広島市南区段原南一丁目三番五二号

(乙) マックスバリュ西日本株式会社 代表取締役 加栗 章男

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙が大阪府、兵庫県及び奈良県において行っている小売事業のうち十四店舗に係る事業(同店舗の商品仕入及び運営サポート等に係る事業を含む)に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) http://www.daiet.co.jp/corporate/ir/koukokuhini/ 掲載紙 日刊工業新聞 掲載の日付 平成三十一年一月十一日

平成三十一年一月十一日 兵庫県神戸市中央区港島中町四丁目一番一

(甲) 株式会社ダイエー 代表取締役 近澤 靖英 岡山県岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

(乙) 株式会社山陽マルナカ 代表取締役 宮宇地 剛

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社ゴーイング(住所北九州市八幡西区折尾四丁目九番一五号)に対して当社の不動産事業の一部に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、計算書類の公告義務はありません。

平成三十一年一月十一日 福岡県中間市長津三丁目二番七号 有限会社ゴーイング 代表取締役 福井 豊登

組織変更公告

当社は、株式会社組織変更することいたしました。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。平成三十一年一月十一日

東京都千代田区丸の内一丁目二番一五号 I S Bホールディングス合同会社 代表社員 I S Bホールディングス一般 社団法人 職務執行者 須田 和彦

組織変更公告

当社は、株式会社組織変更することいたしました。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。平成三十一年一月十一日

山口県宇部市西宇部南三丁目二番三九号宇部ステーションホテル一階 合同会社ロモロ 代表社員 岡村 清治

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千三百万円減少し六百万円とすることにいたしました。

株主総会の決議は、平成三十年十二月二十六日に終了しております。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。平成三十一年一月十一日 北海道旭川市東光九条一丁目三番一八号 有限会社石川ビル 取締役 石川 幸子

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六千万円減少することいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙 東奥日報 掲載の日付 平成三十年十二月二十八日 掲載頁 二十一頁 平成三十一年一月十一日

青森県八戸市城下四丁目二番五号 株式会社清掃センター 代表取締役 笹垣 陽子

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億六千九百七十五万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙 官報 掲載の日付 平成三十年十二月二十五日 掲載頁 二三六頁(号外第二八四号) 平成三十一年一月十一日

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七百万円減少し五百万円とすることにいたしました。

効力発生日は平成三十一年二月十五日であり、株主総会の決議は平成三十年十二月一日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、計算書類の公告義務はありません。

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を百万円減少し、減少額全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、確定した最終事業年度はありません。

平成三十一年一月十一日 大阪府平野区加美北一丁目一番二五号 古将建設興業株式会社 代表取締役 古川 将司

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千五百万円減少し五百万円とすることにいたしました。

効力発生日は平成三十一年二月二十五日であり、株主総会の決議は平成三十一年一月四日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、当社は特別有限会社につき計算書類の公告義務はありません。

平成三十一年一月十一日 兵庫県明石市王子二丁目一四番一〇号 有限会社入江タイル店 取締役 入江 俊之

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四十万円減少し三百八十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、計算書類の公告義務はありません。

平成三十一年一月十一日 福岡県久留米市宮ノ陣町大杜一五〇八番地四 有限会社宮ノ陣オパレタユニオン 取締役 野村 義明

準備金の額の減少公告

当社は、平成三十一年三月一日を効力発生日とする株式会社マルナカ及び株式会社山陽マルナカそれぞれとの株式交換(以下「本株式交換」といいます)により資本準備金の額が増加することを停止条件として、資本準備金の額について、本株式交換による資本準備金の額の増加額を減少することにいたしました。

この資本準備金の額の減少は、本株式交換に伴う株式の発行と同時に、本株式交換による資本準備金の額の増加額を減少するものであることから、資本準備金の額の減少の効力が生ずる日後の資本準備金の額が、当該日現在の資本準備金の額を下回ることはありません。

そのため、この資本準備金の額の減少は、会社法第四八条第三項に基づき、取締役会の決議によって決定しております。

効力発生日は平成三十一年三月一日です。

この資本準備金の額の減少に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりであります。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。平成三十一年一月十一日

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四千万円減少し三千八百八十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。